

## 6.助成金

助成金は雇用やキャリア形成に使えることから、事業主からの相談も多く、キャリアコンサルタントとして知っておきたい知識である。

しかし、助成金の申請は社会保険労務士業務となっており、キャリアコンサルタントとしては申請できないことに注意。

また、助成金は膨大な数に上り、それぞれ要件も異なるうえに改廃も激しいため、過去問中心の学習を行い、決して深入りしないこと。

本テキストでは紙面と時間の都合上、第9回に出題された「トライアル雇用助成金」のみを取り上げる。

### 6.1 助成金の基本

#### (1) 返済不要

助成金は国の施策を実現するために支給され、返済する必要がない。

→企業経営上メリットが大きい。

#### (2) 財源は雇用保険料

厚生労働省関係の助成金は、会社が支払っている雇用保険料の一部を財源とする。

→会社と労働者で雇用保険料の負担が異なるのは助成金があるから。

#### (3) 受給の基本的な要件

助成金受給には基本として下記のような要件がある。

- ① 労働保険の適用事業所→財源が労働保険料なので当然
- ② 労働保険料の滞納がない→財源が労働保険料なので当然
- ③ 就業規則、出勤簿、賃金台帳など、法律で作成が義務付けられている帳簿を備えている
- ④ 事前に計画の作成、提出等の手続きを行う→事後は不可
- ⑤ 最近6か月以内に会社都合で解雇した従業員がいない

#### (4) 助成金と一般的な補助金の違いについて

	管轄	対象	競争性	申請者
助成金	厚生労働省	労働者の雇用 労働環境の改善	なし 要件に該当すれば 原則として受給	事業主 社会保険労務士
補助金	経済産業省等	新規事業の開始 国等が求める事業	あり 評価の高いものから 採択	事業主 行政書士 中小企業診断士

#### (5) 生産性向上により、助成率や額が変動

少子高齢化による労働力人口の減少などにより、今後の経済成長を図っていくためには、労働者個々人の付加価値（生産性）を高める必要がある。

→生産性向上に向けて取り組む会社を支援するため、平成29年度より「生産性要件」を満たした場合、対象となる助成金の助成額又は助成率が割増しとなる制度が開始。

■**生産性**：助成金申請上の「従業員一人当たりの付加価値」とは下記計算式の分子の金額を指す。

生産性 =	$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$
-------	---

※人件費については「従業員給与」のみを算定することとし、役員報酬等は含めない。

※助成金申請では「生産性要件算定シート」を厚生労働省のサイトよりダウンロードして計算。

## (6) トライアル雇用助成金（一般及び障害者）

### ① 一般

#### ・利用要件

➡ハローワーク又は職業紹介事業者等を通じてトライアル雇用（原則3 か月間の有期雇用）の求人及び紹介により、紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人等、一定の要件を満たす人を雇い入れた企業

#### ・助成内容

➡トライアル雇用により雇い入れた従業員1 人につき月額最大4 万円※が最長3 か月間支給。  
 ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、及び若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、1 人当たり月額最大5 万円（最長3 か月間）。

### ② 障害者

#### ・利用要件

➡ハローワーク又は職業紹介事業者等を通じて、就職が困難な障害者を原則3 か月間試行的に雇用する企業が利用可能

➡支給対象者が次のいずれかの要件に該当すること

- ① 紹介日において就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日前2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日前において離職している期間が6 か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

#### ・助成内容（1人当たり）

コース	月額最大助成額	最長期間
障害者トライアル（精神障害）	8万円	最初の3か月間※1
	4万円	次の3か月間※1
障害者トライアル（上記以外）	4万円	3か月間
障害者短時間トライアル	4万円	12か月間※2

※1精神障害者は雇入れから3 か月間とその後3 か月間の最長6 か月間

※2所定労働時間10時間以上20時間未満の短時間で働ける精神障害者・発達精神障害者を3か月から12か月間20時間以上の就業を目指して試行的に雇用する場合